

藤岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（財産区を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（収集等の業務の届出等）

第3条 実施機関は、個人情報の収集等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の収集等の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者
- (4) 個人情報の記録の内容
- (5) 個人情報の記録の内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を藤岡市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年条例第32号）第1条に規定する藤岡市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、市民の閲覧に供さなければならない。

（開示請求に係る手数料等）

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 公文書（藤岡市情報公開条例（平成10年条例第29号）第2条第2号に規定する公文書という。）の写しの交付により個人情報の開示を受ける場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

（審議会への諮問）

第5条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、

審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前 2 号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(藤岡市個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 藤岡市個人情報保護条例(平成 10 年条例第 30 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 次に掲げる者に係る旧条例第 3 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定による職務上知り得た旧条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を漏らしはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の際現に旧条例第 8 条第 1 項の規定により届出がされている同項に規定する個人情報の収集等に係る業務は、第 3 条第 1 項の規定により届出がされている個人情報の収集等に係る業務とみなす。

3 前条の規定の施行の際現に旧条例第 8 条第 4 項の規定により市民の閲覧に供されている同条第 1 項に規定する個人情報の収集等に係る業務は、第 3 条第 4 項の規定により市民の閲覧に供された個人情報の収集等に係る業務とみなす。

4 前条の規定の施行の日前に旧条例第 13 条第 1 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 17 条第 2 項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 6 号に規定する公文書(以下「旧公文書」という。)であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したとき

は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる者

(3) 旧条例第 26 条第 2 項の指定管理者の行う業務に従事している者又は従事していた者

6 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録された旧個人情報と同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

7 前 2 項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第 4 条 附則第 2 条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。